

広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務における
低入札価格調査制度事務取扱要綱

令和5年4月1日制 定
令和5年9月1日一部改正
令和6年7月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正
令和8年4月1日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という）の測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に掲げる業務（以下「業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。第2条、第3条、第6条及び第7条において同じ。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「調査基準価格」とは、競争入札により業務に係る委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の相手方となるべき者の価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときの判断をするための調査を行う基準の価格をいう。

2 この要綱において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格の入札をいう。

3 この要綱において「低価格入札者」とは低価格入札を行った者をいう。

(適用対象)

第3条 総合評価落札方式の業務又は、請負対象設計金額が5千万円以上の業務に係る競争入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定によって落札者を決定することがあるものとして行う。

第2章 入札手続き等

(調査基準価格の決定等)

第4条 契約担当職員（広島県水道広域連合企業団契約規程第2条第1項の契約担当職員をいう。）並びにその委任を受けた職員（以下「契約担当職員等」という。）は、前条

に規定する業務に係る契約について、予定価格の100分の85以上100分の90以下の範囲内で、その都度、調査基準価格を決定する。

2 前項の調査基準価格の額は、次のとおりとする。

(1) 広島県の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）

予定価格に対して適切に積算していると認められない者を除いた入札参加者（以下「算出対象者」という。）の入札価格の平均額から標準偏差の2分の1を引いた額（電子入札システムにより自動計算されたもの）に消費税及び消費税相当額を加えた額とする。

なお、算出対象者が5者未満の場合には、算出対象者の入札価格の平均額に概ね100分の95を乗じた額（電子入札システムにより自動計算されたもの）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

標準偏差（ σ ）の算出式は次式とする。

$$\sigma^2 = \frac{1}{n-1} \sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2$$

n : 算出対象者数

x_i : 入札価格

\bar{x} : 入札価格の平均

(2) 電子入札案件以外

予定価格算定の基礎となった額に100分の90を乗じ（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円未満を切り捨てる。）、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

3 契約担当職員等は、電子入札案件においては、予定価格調書の入札書比較価格が記載された行の下に「調査基準価格（変動型）」と記載する。また、電子入札案件以外においては、具体的金額を「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を「調査基準価格の税抜額〇〇円」と記載する。

（入札参加者への周知）

第5条 広島県水道広域連合企業団入札執行規程第3条に規定する入札執行者は（以下「入札執行者」という。）は、公募型競争入札方式においては公示に、公募型以外の競争入札方式においては入札条件等に、次の各号に掲げることを記載して、入札参加者へ周知する。

- (1) 第10条に定める低価格入札者を落札者として委託契約を締結するときの措置の概要
- (2) 調査基準価格が設けられている旨
- (3) 低価格入札があったときは、調査の上で落札者を決定し、後日通知をする旨
- (4) 低価格入札者が前号の調査に協力すべき旨

(5) 低価格入札者は、別記1「適正な履行確保の基準」を満たすものでなければ、落札者とならない旨

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

2 入札執行者は、前項の規定によって開札を終了する際には、開札に立ち会っている入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、地方自治法施行令第167条の8第1項後段（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の当該入札事務に関係のない職員）に向かって、次号に定める内容の宣言をしなければならない。

(1) 「地方自治法施行令第167条の13において準用する同令167条の10第1項の規定により、調査の上、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」

第3章 低入札価格調査

(調査の実施等)

第7条 契約担当職員等は、前条の規定により落札者を決定しないで開札を終了したときは、直ちに、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

2 低入札価格調査は次の手順で実施する。

(1) 全ての低価格入札者について、業務費内訳書の様式1の「低入札価格調査に係る意向確認」番号1により、低入札価格調査の対象となった場合に調査を受け契約を締結する意向の有無について確認し、あわせて、第3項で定める重点的な調査（以下「重点調査」という。）の場合は、番号2により重点調査を受けて契約を締結する意向の有無についても確認する。契約を締結する意向がない又は確認できない場合は失格とする。また、上記において調査を受け契約を締結する意向がある者に対し、別記1「適正な履行確保の基準」による「1数値的判断基準」を確認し、入札価格が総額失格基準価格を下回る場合は失格とする。

(2) 電子入札案件の場合、契約担当職員等は、最低の価格をもって申込みをした低価格入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、あらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに業務費内訳書の様式2（レベル4まで記載された「業務費の内訳」及び再委託先及び見積額）及び様式3（労務賃金調書）（以下「追加の業務費内訳書」という。）を提出するよう、広島県水道広域連合企業団業務費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。

なお、電子入札案件かつ重点調査の場合、契約担当職員等は、低価格入札者に対し、提出期限までに追加の業務費内訳書に加えて第4項に定める資料及びその添付

資料（以下「資料等」という。）を提出するよう、広島県水道広域連合企業団業務費内訳書取扱要領に定める別記1「低入札価格調査資料等提出依頼書」に代えて、別記2「低入札価格調査資料等提出依頼書」により求める。

この場合の提出期限については、資料等を求めた日から起算して3日以内（企業団の休日を定める条例第2条に規定する企業団の休日を除く。）以内を基本とする。

また、電子入札案件以外の場合、低価格入札者は追加の業務費内訳書を入札期間内に契約担当職員等に提出し、重点調査の場合は追加の業務費内訳書に加えて資料等を提出する。

なお、提出された追加の業務費内訳書又は資料等が実際の履行体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがある。

- (3) 重点調査の場合、低価格入札者は、契約担当職員等が求める資料等のほか、必要と認める任意の資料を併せて作成し、提出することができるものとし、資料等の作成に要する費用は、低価格入札者の負担とする。

なお、資料等の作成に当たっては、別記3「低入札価格調査資料等作成要領」による。

- (4) 契約担当職員等は、調査対象者の責任者（代表者、支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行う場合がある。
- (5) 契約担当職員等は、調査対象者からのヒアリング後、追加の資料提出が必要と認められたときは、提出期限までに、追加で定める資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求める。なお、追加資料等の提出期限は、ヒアリング後3日（広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例（平成4年広島県水道広域連合企業団条例第4号）第1条に規定する広島県水道広域連合企業団の休日を除く。）以内を基本とする。

3 契約担当職員等は、次に掲げる調査対象者については、重点調査を実施する。

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の100分の70を乗じて得た額（予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円以上であれば10万円未満を、100万円未満であれば1万円未満を切上げる。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を下回る価格で入札した調査対象者
- (2) 当該競争入札の開札時に、低価格入札により契約を締結した他の業務を引渡す前である調査対象者

4 第2項第2号及び3号に規定する資料等については、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査資料等提出書（提出様式1）
- (2) 当該価格により入札した理由（提出様式2）
- (3) 諸経費等に係る内訳書（提出様式3）
- (4) 当該委託契約の履行体制（提出様式4）

- (5) 配置予定技術者名簿（提出様式 5）
 - (6) 県内営業所の手持ちの測量・建設コンサルタント等業務の状況（提出様式 6）
 - (7) 県内営業所の常勤技術者名簿（提出様式 7）
 - (8) 手持機械等の状況（提出様式 8）
 - (9) 過去 3 年間に於いて受託・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（提出様式 9）
 - (10) 第三者照査概要書（建築関係建設コンサルタント業務を除く。）（提出様式 10）
 - (11) 過去 3 年間の事業（営業）年度に係る計算書類
 - (12) その他契約担当職員等が必要と認める事項
- 5 契約担当職員等は、別記 1「適正な履行確保の基準」の「2 基本的判断基準」及び企業団業務費内訳書取扱要領 7 (1)及び (2) の事項を確認し、前項により提出された資料等がある場合は、次の内容を確認する。
- (1) 当該価格により入札した理由（提出様式 2）

手持ちの業務の状況及び保有する技術者の状況等に照らして、調査対象業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を図りうること、並びに手持機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績及び再委託予定者の協力等に照らして、入札した価格で調査対象業務が実施可能であること。
 - (2) 諸経費等に係る内訳書（提出様式 3）

調査対象業務の実施に必要な諸経費等の費用が、これまでの業務経費の実績に基づいて計上されていること。
 - (3) 当該委託契約の履行体制（提出様式 4）
 - ア 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であること。
 - イ 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。
 - (4) 配置予定技術者名簿（提出様式 5）

調査対象業務の実施のため、配置予定の管理技術者及び照査技術者が分担する役割の十分な遂行に必要な資格等を有すること。ただし、建築関係建設コンサルタント業務にあつては、照査技術者は除く。
 - (5) 県内営業所の手持ちの測量・建設コンサルタント等業務の状況（提出様式 6）

県内営業所の手持ちの測量・建設コンサルタント等業務の状況を踏まえ、調査対象業務の実施に支障がないこと。
 - (6) 県内営業所の常勤技術者名簿（提出様式 7）

調査対象業務の実施において、調査対象者の総合的な業務履行能力が確保されていること。
 - (7) 手持機械等の状況（提出様式 8）

記入された手持機械等を保有していること及び当該機械を調査対象業務で使用する予定であること又はリースする予定であること。

- (8) 過去3年間において受託・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（提出様式9）
- ア 記入された業務実績が実在するものであること。
 - イ 過去に同種又は類似の業務を実施した実績が調査対象業務に要する経費の低減に資すること。
 - ウ 指名通知日の前日から起算して過去3年間において、企業団、広島県又は国に成果物の引渡しを行った実績。
- (9) 第三者照査概要書（提出様式10）（建築関係建設コンサルタント業務を除く。）
調査対象者に管理技術者の配置を要する業務においては、調査対象者が自ら実施する照査とは別に照査を行う第三者（以下「第三者照査者」という）が、第10条第4号で規定する必要な要件を満たし、役割の遂行に必要な能力を有すること。
- (10) 過去3年間の事業（営業）年度に係る計算書類
- 6 低価格入札について調査審議を行う公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「委員会担当課長」という。）は、重点調査を実施する場合においては、次の各号に掲げる調査を行い、資料を作成する。
- (1) 経営状況に関する調査
関係機関への照会により、経営状況を調査する。
 - (2) 信用状態に関する調査
法令違反の有無、賃金不払の状況及び再委託予定者への代金の支払遅延状況等に関して調査する。
 - (3) その他必要な事項
- 7 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該調査対象者について、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、委託契約の相手方として不相当であると認めて低入札価格調査を終了することができるものとする。
- (1) 提出期限までに資料等及び追加資料等の提出がない場合、提出された資料等及び追加資料等に必要事項が記入されていない場合
 - (2) 別記1「適正な履行確保の基準」に掲げる判断基準のいずれかを満たさない場合
 - (3) 提出期限までに、第三者照査概要書（提出様式10）に記入すべき第三者照査者となる予定の者（以下「第三者照査予定者」という）及び第三者照査者において照査を行う技術者（以下「第三者照査技術者」という）を確保できない場合
 - (4) 提出された第三者照査概要書（提出様式10）に記入されている第三者照査予定者が、調査対象業務の該当する業務部門において、企業団の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該業務部門の属する分野において、調査対象者と同等以上の格付を有する者でない場合
 - (5) 提出された第三者照査概要書（提出様式10）に記入されている第三者照査予定者

が、当該低価格入札の開札日において、企業団の指名除外措置の対象となっている場合

- 8 契約担当職員等は、低入札価格調査を実施したときは、その結果を低入札価格調査表（審査様式1）に記載し、業務費内訳書及び第4項の資料等を添えて、低価格入札があった業務を所掌する課（以下「主管課長」という。）の長を経由して、委員会担当課長に通知する。ただし、第9条第2項に該当する場合に低入札価格調査を実施したときは、各地方機関における公正入札調査委員会（以下「地方機関委員会」という。）の事務局を所掌する課の長（以下「地方機関委員会担当課長」という。）に通知する。

（委員会の審議）

第8条 委員会担当課長及び地方機関委員会担当課長（以下「委員会担当課長等」という。）は、前条第8項の通知を受けたときは、同通知に添付されている低入札価格調査表、業務費内訳書及び前条第4項の資料等その他調査対象者が提出した資料を添えて、委員会及び地方機関委員会（以下「委員会等」という。）の審議に付さなければならない。

- 2 委員会等は、必要な審議を行い、その結果を低入札価格調査結果表（審査様式2）により契約担当職員等に通知する。

（委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第9条 企業長並びに事務局長又はその委任を受けた職員（以下「企業長等」という。）は、前条第2項の規定による審議の結果をしん酌して落札者を決定し、入札執行者に通知する。この場合において、落札者とされなかった低価格入札者がある場合には落札者とされなかった理由を併せて通知する。

- 2 広島県水道広域連合企業団事務委任規程に基づいて、調査基準価格未滿の入札において地方機関で落札者は決定するものとして企業長等が別に定める場合とは、地方機関において業務を発注するときで、低価格入札者が次のいずれかに該当する場合とする。この場合には、前項の規定に関わらず、入札執行者は、前条第2項の規定により表示された結論をしん酌して落札者を決定する。

(1) 請負対象設計金額が5千万円未滿の業務において、入札価格が予定価格の100分の70以上である場合

(2) 第7条第2項第1号に該当する場合

- 3 入札執行者は、第1項の通知を受けた場合、落札者に対しその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知する。
- 4 入札者で落札者とならなかった者は、落札者として選定されなかった理由又は入札が失格とされた理由の説明を、別紙様式1により、契約担当職員が落札者の通知を行った日の翌日から起算して10日（企業団の休日を定める条例第2条に規定する企業団の休日（以下、「休日」という）を除く。）以内に契約担当職員に申立てることができるものとする。

5 契約担当職員は、苦情申立てを行うことができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、別紙様式2により、回答するものとする。

ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第4章 低価格入札者と契約する場合の措置

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第10条 入札執行者は、低価格入札者を落札者として委託契約を締結するときは、次の各号に掲げる措置を実施する。

- (1) 契約保証の額は、業務委託料の10分の1以上とする。
- (2) 契約不適合責任期間は、成果物の引渡しを受けた日から起算しては、成果物の引渡しを受けた日から起算して6年（建築関係建設コンサルタント業務は工事完成後4年。ただし、成果物の引渡しを受けた日から10年を限度とする。）以内とする。
- (3) 管理技術者は専任（他の管理技術者、照査技術者及び担当技術者等との兼務は不可）で配置しなければならない。

なお、当該業務が複数の業務分野に該当し、管理技術者を複数配置する場合は、設計図書で示す主たる業務分野及び部門の管理技術者が専任すればよい。

ただし、指名通知日以降に雇用した者の配置は認めない。

- (4) 受注者の管理技術者の配置を要する業務においては、建築関係建設コンサルタント業務を除き、次の要件のすべてを満たす第三者による業務の照査を、受注者の費用負担において実施しなければならない。この場合においては、受注者は、自ら実施した照査結果と併せて第三者による照査結果を発注者に提出し、業務完了時の打合せにおいては、第三者照査技術者が管理技術者と共に調査職員等に対して報告する。

ア 受注者と次のいずれの関係にある者でもないこと。

- (ア) 受注者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）
- (イ) 受注者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）
- (ウ) 受注者の親会社の子会社
- (エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている者
- (オ) その他、受注者と前記（ア）から（エ）までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

イ 調査対象業務の該当する業務部門において、企業団の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該業務部門の属する業務分野において、受注者と同等以上の格付を有する者であること。

ウ 調査対象業務の該当する業務分野において、指名通知日の前日から起算して過去3年間において、企業団又は国に成果物の引渡しを行った実績を有する者

であること。

- エ 当該低価格入札の開札日において、企業団の指名除外措置の対象となっていないこと。
 - オ 高度又は特殊な業務等、知事等が特に定めた場合は、指名通知日の前日から起算して過去 10 年間に於いて、同種又は類似の業務の企業団又は国に成果物の引渡しを行った実績を有する者であること。
 - カ 第三者照査技術者は、受注者に配置を求める管理技術者と同等の資格保有者又は同等の能力と経験を有する技術者であること。
- (5) 第三者照査を実施する受注者は、業務着手までに、第三者照査選任届（提出様式 11）に第三者照査者による確約書（提出様式 12）を添えて提出する。
- (6) 選任された第三者が、照査業務を誠実に実施しなかった場合には、受注者及び当該第三者に対して、指名除外措置を行うことがある。
- (7) 資料等提出後の技術者の変更は、真にやむを得ない場合を除き、認めない。
- (8) 第 6 章「業務完了後調査」の対象とする。

第 5 章 準用規程

（総合評価方式の競争入札に準用）

第 11 条 前条までの規定は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定によって、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして総合評価方式の競争入札を行う場合に準用する。この場合において、次表左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる語句は、同表右欄に掲げる語句に読み替える。

第 1 条	地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項
	最低の価格をもって申込みをした者	価格その他の条件が企業団にとって最も有利な者
第 2 条	地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項
第 3 条	地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項
第 6 条第 2 項第 1 号	地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項
第 7 条第 1 項	地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項
第 7 条第 2 項第 2 号	最低の価格をもって申込みをした低価格入札者	価格その他の条件が企業団にとって最も有利な低価格入札者

第7条第7項	地方自治法施行令第167条の10第1項	地方自治法施行令第167条の10の2第2項
--------	---------------------	-----------------------

- 2 総合評価方式による競争入札については、あらかじめ最低の価格をもって申込みをした者に、低入札価格調査を行うことができるものとする。

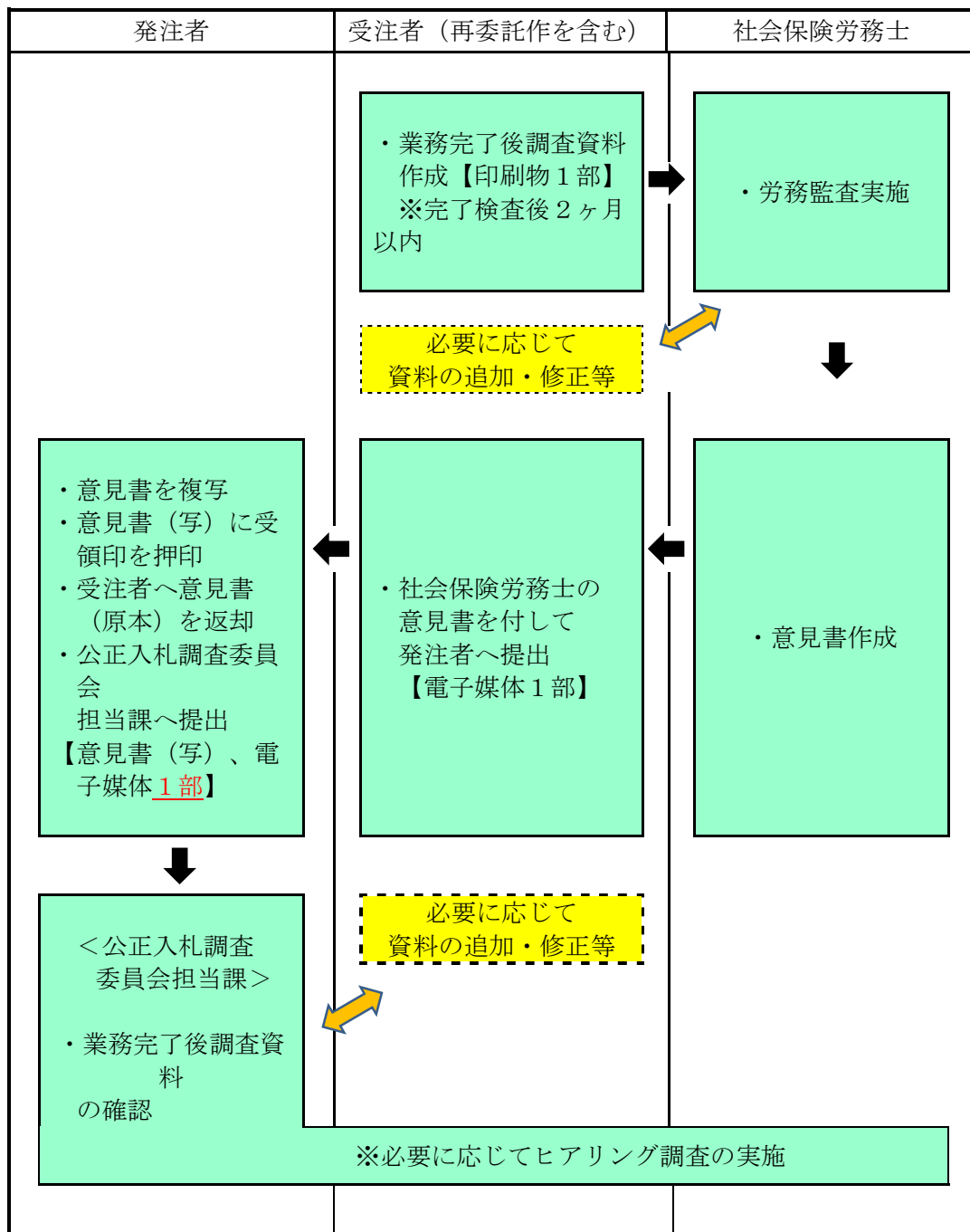
第6章 業務完了後調査

第12条 受注者は、低入札価格調査を経て契約を締結した業務において、企業団土木設計業務等委託契約約款第31条第2項又は5項に定める検査（以下「完了検査」という。）合格後2か月以内に、提出資料一覧表（完成後様式2）に記載されている資料による業務完了後調査資料を1部作成し、第13条に規定する労務監査を受けなければならない。

なお、業務コスト調査表等の記入方法については、別記3「業務コスト調査表等の記入方法について」のとおりとする。

- 2 受注者は、労務監査の結果に係る社会保険労務士の意見書（以下「意見書」という。）を受領し、その意見書（原本）を付して、業務完了後調査資料の電子媒体1部（CD-Rでの提出を原則とするが、これによりがたい場合は調査職員との協議による）を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から提出された意見書（原本）の写しを取るとともに受領印を押印し、意見書（原本）を受注者へ返却する。
- また、意見書（写し）及び業務完了後調査資料の電子媒体1部を公正入札調査委員会担当課へ提出する。
- 4 業務完了後調査の流れは、次のとおりとする。

【業務完了後調査の流れ】



（労務監査）

第13条 受注者は、業務完了後調査資料を作成した上で、社会保険労務士による労務監査を受けなければならない。

なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。

2 社会保険労務士は、次の要件のすべてを満たす者から、受注者が選定するものとする。

- (1) 広島県社会保険労務士会の「低入札価格調査に関する労務監査業務」に登録した者であること。
 - (2) 受注者と雇用関係又は契約関係等の利害関係にない第三者であること。
- 3 受注者は、作成した業務完了後調査資料のほか、別紙1「労務監査時に準備する資料」を準備するとともに、社会保険労務士から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。
- 4 労務監査への出席者は次のとおりとする。
- (1) 受注者
管理技術者、照査技術者、担当技術者、業務完了後調査資料の作成者、低入札価格調査時出席者、当該業務の経理責任者、当該業務の管理部門責任者等、労務監査時に提出書類等の内容について責任を持って回答のできる者とする。
 - (2) 再委託先等
社会保険労務士の要請など、必要に応じて、担当技術者、当該業務の経理責任者、当該業務の管理部門責任者等、労務監査時に責任を持って回答のできる者とする。

(発注者によるヒアリング調査等)

第14条 発注者の判断により、必要に応じてヒアリング調査を実施することとする。

- 2 受注者は、発注者からヒアリング調査を求められた場合、第13条第3項で定める別紙1「労務監査時に準備する資料」を準備し、これに応じなければならない。

また、ヒアリング調査において、発注者から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。

なお、ヒアリング調査に要する費用は、ヒアリング調査対象者の負担とする。

- 3 ヒアリング調査への出席者は、第13条第4項に定める労務監査への出席者と同様とする。

(不適切な事案に対する措置等)

第15条 業務完了後調査において、次の事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講ずることがある。

- (1) 業務完了後調査資料を提出しなかった場合（資料の追加・修正等を含む。）
 - (2) 社会保険労務士による労務監査を受けなかった場合
 - (3) ヒアリング調査に応じなかった場合
 - (4) 調査資料に虚偽の記入等が認められた場合
 - (5) 下請代金支払遅延等防止法等、関連法令に違反していることが認められた場合
 - (6) 契約違反等が認められた場合
 - (7) そのほか、調査に対し、不誠実、不適切、非協力的な言動等が認められた場合
- 2 提出された調査票等は、必要に応じ、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

- 3 提出された調査票等は、個人情報を除き、公表する場合がある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年9月1日以降に指名通知する業務から適用する。
- 3 この要綱は、令和6年7月16日以降に開札する業務から適用する。
- 4 この要綱は、令和7年6月1日以降に開札する業務から適用する。

(経過措置)

- 5 この要綱の施行の際現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。
- 6 この要綱は、施行日から令和八年三月三十一日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所の所掌に属する測量・建設コンサルタント等業務に適用する。
- 7 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）の所掌に属する測量・建設コンサルタント等業務については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの規程とみなして適用する。
- 8 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日以降に開札する業務から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。

別紙1 労務監査時に準備する資料

資料区分	資料の名称	備考
労働基準法関係	① 就業規則	
	② 給与規定	
	③ 事業所の人数集計表	雇用形態別・性別の内訳が解るもの
	④ 労働者名簿（社員名簿）	
	⑤ 賃金台帳（直近1年分）	
	⑥ 出勤簿（タイムカード）	
	⑦ 勤務シフト表	
	⑧ 労働条件通知書（労働契約書）	
	⑨ 36協定控	時間外・休日労働に関する協定届
	⑩ 1年単位の変形労働時間制協定控	
	⑪ その他、協定届等	
	⑫ 賃金控除協定書	
保険関係	① 社会保険届出控	
	② 雇用保険届出控	
	③ 労働保険料申告書控	
	④ 労働保険一括有期事業関係控	
その他	① 源泉所得税納付書	
	② 会社の組織図	
	③ 施工体制台帳	
	④ 社会保険労務士が必要と認める資料	

別紙2 受注者がヒアリング時に準備する資料

資料区分	資料の名称	摘要	受注者	再委託先
共通事項	① 理由書	業務完了後調査資料	○	
	② 業務費内訳書			
	③ 履行体制			
	④ 業務コスト調査表・総括表			
	⑤ 人件費等調査表			
	⑥ 業務実施状況調査表			
測量・地質	⑦ 材料費明細表			
	⑧ 機械経費明細表			
添付資料	⑨ 原価科目の配分状況			
	⑩ 原価の間接原価配分状況			
	⑪ 一般管理費科目の配分状況			
	⑫ 決算報告書			
	⑬ 再委託に関する契約書、領収書			
提示資料	⑭ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳	作業員の人数、作業内容、支払いの根拠が分かるもの。	○	○
	⑮ 材料受払簿、入荷伝票、材料費の請求書、領収書	主要材料の支払いの状況が分かるもの	○	○
	⑯ 機械器具等損料の請求書、領収書	会社全体および部門の直近の決算報告書。	○	○
	⑰ その他発注者から指示のあった資料		○	○